

# 航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程の一部改正等について

平成28年3月  
交通管制部管制課

## 1. 背景

航空保安業務処理規程(昭和42年空総第130号)第5管制業務処理規程(以下「管制業務処理規程」という。)は、航空交通管理管制官又は航空管制官(以下「管制官等」という。)が航空法(昭和27年法律第231号)第96条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するにあたって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

航空交通流制御のために出発を制限する必要がある場合は、管制機関から航空機に対しEDCT(Expected Departure Clearance Time: 出発制御時刻)を指定することで、当該航空機の出発を制限し、当該時刻以降、可能な限り速やかに出発させることとしているが、航空交通流管理のさらなる精度向上を図るため、平成25年3月7日から「出発制御時刻有効時間帯の適用」に関する試行運用を実施してきたところである。

今般、試行運用において「出発制御時刻有効時間帯の適用」に関する運用方式の妥当性等に関する評価を実施し支障がないことが確認され、本運用を開始することから、管制業務処理規程に関して所要の改正を行うこととする。

## 2. 概要

管制業務処理規程を以下のとおり改正する。

出発制御有効時間帯を適用した運用が実施できるよう所要の改正を行う。

## 3. 今後のスケジュール

施行:平成28年4月1日